

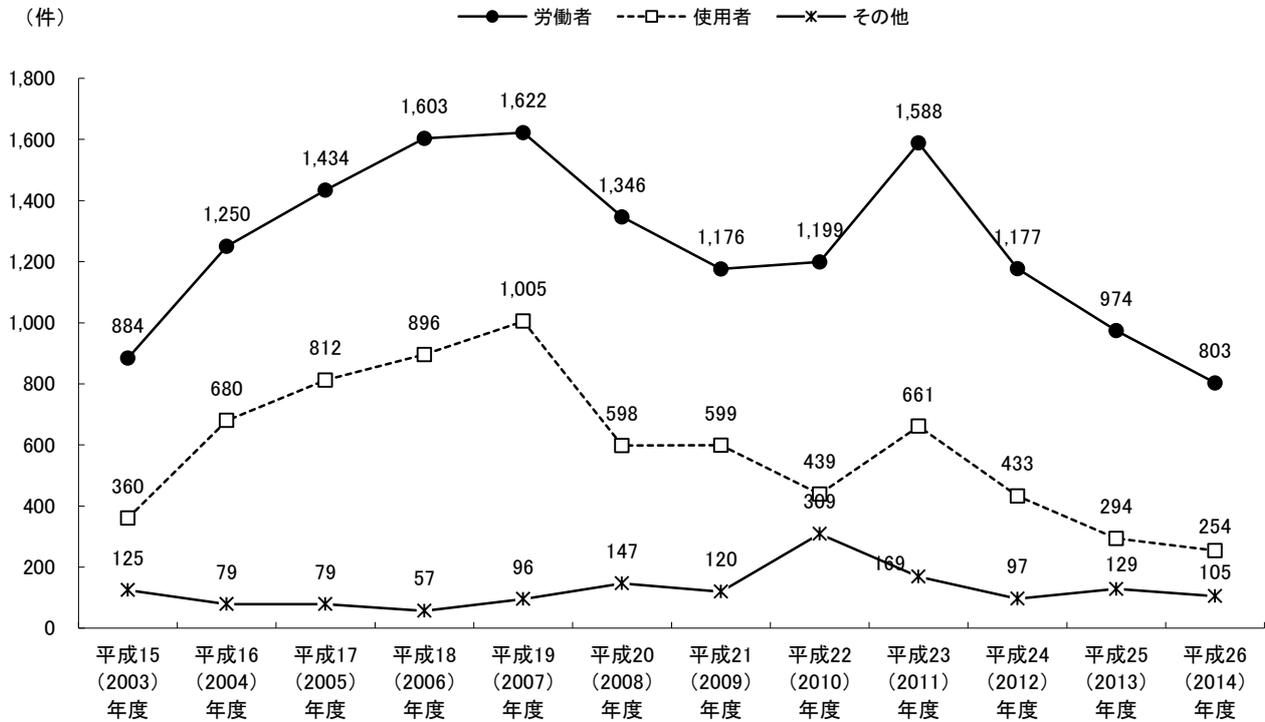
## IV 人権が尊重される社会の形成

### IV-3 セクハラ防止

#### 1. セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数及び内容

都の平成 26 (2014) 年度のセクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は、労働者から 803 件、使用者から 254 件となっている。  
平成 26 (2014) 年度の相談内容については、「その他」が 53.1%と最も多くなっている。

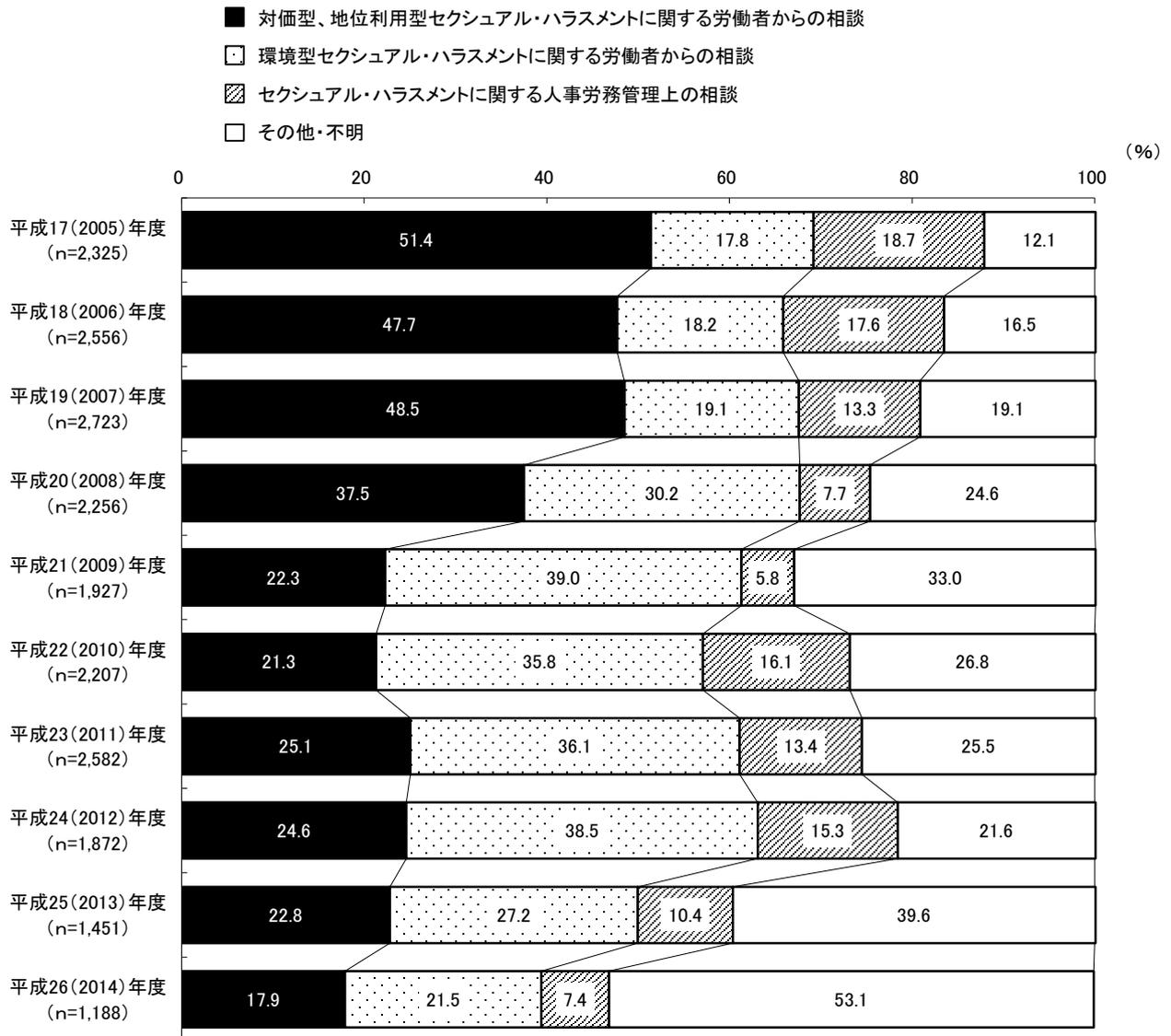
図表IV-3-1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移 (都)



注：「その他」とは、労働者か使用者か不明の場合、無職、社会保険労務士等からの問い合わせなどを指す。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要（平成 26 年）」

図表IV-3-2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）



注1：「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した労働者を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注2：「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場にヌードポスターを掲示し、労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

注3：平成20(2008)年度以降については、相談内容が複数の分野にまたがる場合はそれぞれ計上している。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要（平成26年）」